

日高町下水道事業

経営戦略

(計画期間：令和7年度～令和16年度)

令和7年3月 改定

日高町上下水道課

目 次

1. 経営戦略の改定について.....	1
2. 事業概要.....	2
(1) 下水道事業の沿革.....	2
(2) 事業の現況.....	4
(3) 民間活力の活用等.....	9
(4) 経営比較分析表を活用した現状分析.....	9
3. 将来の事業環境.....	16
(1) これまでの人口推移と将来予測.....	16
(2) 処理区域内人口の予測.....	16
(3) 有収水量の予測.....	17
(4) 使用料収入の見通し.....	18
(5) 施設の見通し.....	18
(6) 組織の見通し.....	19
4. 経営の基本方針.....	20
5. 投資・財政計画（収支計画）.....	22
(1) 投資・財政計画（収支計画）.....	22
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	22
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	27
6. 経営改善に向けた取組.....	30
(1) 費用削減のための取組.....	30
(2) 収入増加のための取組.....	31
7. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	32
巻末資料.....	33

1. 経営戦略の改定について

日高町（以下、「本町」という。）は、町民の快適な暮らしの確保や公共用水域の水質保全の観点から、水洗化事業を重要な施策として位置付け、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の3つの下水道事業を運営しております。

本町の行政人口は平成2年度から増加傾向にはありますが、今後は減少が見込まれています。そのため、人口減少による使用料収入の減少や、物価上昇等による事業運営費の増大、また、施設の老朽化などによって、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しくなることが予想されており、より一層の経営基盤強化と財政マネジメント向上の取組が求められています。

本町では、長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業は平成29年3月に、特定地域生活排水処理事業は平成30年3月に策定しました。その後、令和5年4月に地方公営企業法を適用したことや、社会情勢の変化等により投資・財政計画を含む経営戦略の見直しが必要となったことから、このたび『日高町下水道事業経営戦略』を改定いたします。なお、本経営戦略の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

2. 事業概要

(1) 下水道事業の沿革

① 農業集落排水事業

平成16年12月に小池下水処理場が竣工し、平成17年2月から供用を開始しました。その後、平成20年2月に高家下水処理場が竣工し、現在では、小池地区、志賀地区の一部、萩原地区の一部、荊木地区、高家地区、小中地区の汚水処理を行っています。

② 漁業集落排水事業

平成12年2月に阿尾下水処理場が竣工し、同年6月から供用を開始しました。その後、平成13年2月に比井下水処理場、平成14年3月に小浦下水処理場が竣工し、現在では、阿尾地区、産湯地区、比井地区、小浦地区の汚水処理を行っています。

③ 特定地域生活排水処理事業

地理的・社会的条件から集合排水処理することが適当でない区域において、浄化槽を設置することとし、平成21年度までに整備事業を進めてまいりました。平成15年2月から供用開始し、令和5年度末時点での浄化槽設置基数は686基となっております。

図1 日高町下水道施設



(出典：日高町『上下水道の施設について』 <http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2018100300010/>)

(2) 事業の現況

① 施設

(令和6年3月末現在)

事業名称	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	特定地域生活排水処理事業
(略称)	(公共)	(漁集)	(特定)
供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度 (供用開始後20年)	平成12年度 (供用開始後24年)	平成14年度 (供用開始後22年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	令和5年4月から法適用(一部適用) 日高町下水道事業を設置		
処理区内人口密度	50.41人/ha	32.32人/ha	
流域下水道等への接続の有無	無		
処理区数	2処理区 ・谷口小池処理区 ・内原東処理区	3処理区 ・阿尾・産湯処理区 ・比井処理区 ・小浦処理区	
処理場数	2箇所 ・高家下水処理場 ・小池下水処理場	3箇所 ・阿尾下水処理場 ・比井下水処理場 ・小浦下水処理場	
ポンプ場数	37箇所	33箇所	
浄化槽設置基数			686基
広域化・共同化・最適化 実施状況 ¹	該当なし	該当なし	平成21年度までに 浄化槽整備推進事業 を実施し、地理的・ 社会的条件から集合 排水処理することが 適当でない区域につ いては、浄化槽の設 置を選択しました。 また、汚泥につい ては、100%広域処 理されており、「御 坊クリーンセンタ ー」で処理後、「御 坊広域清掃センタ ー」にて焼却処理さ れエネルギー利用さ れています。

¹ 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

② 使用料

◆ 集落排水処理施設使用料（農集・漁集）

（ア）一般家庭用使用料体系の概要・考え方

本町の集落排水処理施設の一般家庭用使用料は、基本料金と人数割料金により算定しています。

基本料金は、専用住宅においては1人世帯、2人世帯、3人世帯以上でそれぞれ設定しており、基本料金に加え、家族数に応じた人数割料金が適用されます。

また、共同住宅においても、基本料金に処理対象人員数に応じた人数割料金が適用されます。

表1 集落排水処理施設 一般家庭用使用料体系

区分		使用料（月額）税抜	
		基本料金	人数割料金
専用住宅	日高町住民基本台帳による1人世帯	1,430円	家族数×380円
	日高町住民基本台帳による2人世帯	2,288円	
	日高町住民基本台帳による3人世帯以上	2,860円	
共同住宅		2,860円	処理対象人員数×380円

（イ）業務用使用料体系の概要・考え方

集落排水処理施設の業務用使用料（店舗等）についても、一般家庭用使用料と同様に、基本料金と人数割料金により算定しています。

基本料金は一律ですが、人数割料金については、処理対象人員数20人未満であって専用住宅を含む場合、処理対象人員数20人未満であって専用住宅を含まない場合、処理対象人員数20人以上の場合に分けて設定しています。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

表2 集落排水処理施設 業務用使用料体系

区分		使用料（月額）税抜	
		基本料金	人数割料金
店舗等 （営業所・ 事業所等）	処理対象人員数20人未満 専用住宅含む	2,860円	(家族数+従業員数×0.3) ×380円
	処理対象人員数20人未満 専用住宅含まず	2,860円	(従業員数×0.3) ×380円
	処理対象人員数20人以上	2,860円	処理対象人員数×380円

備考 従業員数に0.3を乗じた端数は、切り上げとする。

(ウ) その他の使用料体系の概要・考え方

集落排水処理施設の使用料は集会施設等、学校・保育所等において、別途料金を設定しています。

集会施設等は基本料金のみを設定です。

学校・保育所等は基本料金と人数割料金を定めており、人数割料金は利用者100人以下、利用者200人以下、利用者201人以上に分けてそれぞれ設定しています。

表3 集落排水処理施設 その他の使用料体系

区分		使用料（月額）税抜	
		基本料金	人数割料金
集会施設等		2,860円	
学校・ 保育所等	利用者100人以下	9,500円	9,500円
	利用者200人以下	9,500円	19,000円
	利用者201人以上	9,500円	28,500円

(エ) 20m³あたりの使用料

現行使用料 施行年月日	令和元年10月1日		事業	農集	漁集	
	令和3年度	4,400円				
条例上の使用料 ² 税込	令和3年度	4,400円	実質的な使用料 ³ (20m ³ あたり) 税込	令和3年度	4,309円	4,309円
	令和4年度	4,400円		令和4年度	4,356円	4,175円
	令和5年度	4,400円		令和5年度	4,309円	4,310円

² 条例上の使用料とは、一般家庭における一世帯あたりの世帯員数を3人とした場合の使用料を記載している。

³ 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

◆ 浄化槽使用料（特定）

（ア）一般家庭用使用料体系の概要・考え方

本町の浄化槽の一般家庭用使用料は、基本料金と人数割料金により算定しています。

専用住宅においては、基本料金に家族数に応じた人数割料金を加えた額が適用され、共同住宅においても、基本料金に処理対象人員数に応じた人数割料金を加えた額が適用されます。

表4 浄化槽 一般家庭用使用料体系

区分	使用料（月額）税抜	
	基本料金	人数割料金
専用住宅	1,900円	家族数×380円
共同住宅	1,900円	処理対象人員数×380円

（イ）業務用使用料体系の概要・考え方

浄化槽の業務用使用料（店舗等）についても、一般家庭用使用料と同様に、基本料金と人数割料金により算定しています。

基本料金は一律ですが、人数割料金については、処理対象人数20人未満であって専用住宅を含む場合、処理対象人数20人未満であって専用住宅を含まない場合、処理対象人数20人以上の場合に分けてそれぞれ設定しています。

表5 浄化槽 業務用使用料体系

区分		使用料（月額）税抜	
		基本料金	人数割料金
店舗等 （営業所・ 事業所等）	処理対象人員数20人未満 専用住宅含む	1,900円	(家族数+従業員数×0.3) ×380円
	処理対象人員数20人未満 専用住宅含まず	1,900円	(従業員数×0.3)×380円
	処理対象人員数20人以上	1,900円	処理対象人員数×380円

備考 従業員数に0.3を乗じた端数は、切り上げとする。

（ウ）その他の使用料体系の概要・考え方

浄化槽使用料は集会施設等、学校・保育所等において、別途料金を設定しています。

集会施設等は基本料金のみを設定です。

学校・保育所等は基本料金と人数割料金を定めており、人数割料金は利用者100人以下、利用者200人以下、利用者201人以上に分けてそれぞれ設定しています。

表6 浄化槽 その他の使用料体系

区分		使用料（月額）税抜	
		基本料金	人数割料金
集会施設等		1,900円	
学校・ 保育所等	利用者100人以下	9,500円	9,500円
	利用者200人以下	9,500円	19,000円
	利用者201人以上	9,500円	28,500円

(工) 20m³あたりの使用料

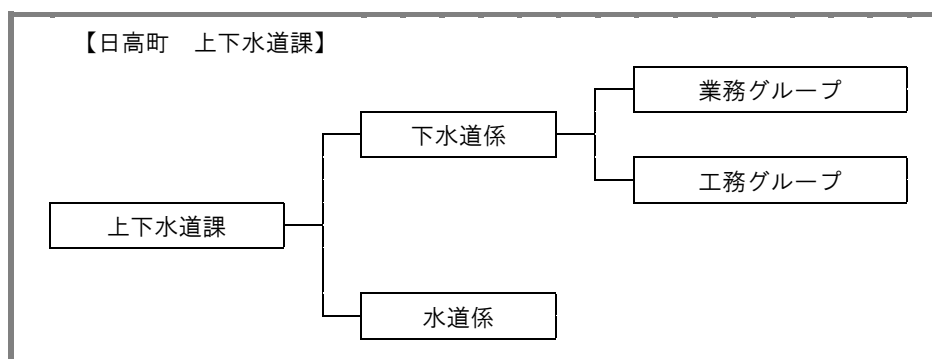
現行使用料 施行年月日	令和元年10月1日		事業	特定	
	令和3年度	3,344円			
条例上の使用料 税込	令和3年度	3,344円	実質的な使用料 (20m ³ あたり) 税込	令和3年度	3,279円
	令和4年度	3,344円		令和4年度	3,279円
	令和5年度	3,344円		令和5年度	3,280円

③ 組織

日高町の下水道事業は上下水道課が担当しています。上下水道課は7名で組織され、上下水道課長のもと、下水道係（業務グループと工務グループ）を配置しています。

上下水道課では、下水道施設の維持管理、集落排水工事、宅内検査、下水道責任技術者などに関することを業務として行っています。

図2 組織図



(3) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

事業	農集	漁集	特定
民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設の運転管理について、民間委託しています。		浄化槽の維持管理(保守点検、清掃、水質検査、修理)について、民間委託しています。
指定管理者制度	指定管理者制度は導入していません。		
PPP・PFI	PPP・PFIは導入していません。		

② 資産活用の状況

事業	農集	漁集	特定
エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ⁴	現在のところ、エネルギー利用は実施していません。		浄化槽汚泥は、現在100%が広域処理されており、「御坊クリーンセンター」で処理後、「御坊広域清掃センター」にて焼却処理されエネルギー利用されています。将来的には堆肥化し、100%の利活用を目指します。
土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ⁵	未利用土地・施設等はありません。		

(4) 経営指標による現状分析と課題

下水道事業について、経営指標を用いて分析した現状と課題は次のとおりです。

下水道事業は令和5年4月に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。企業会計による決算は1期のみであるため、経営指標の経年比較は実施していません。なお、各指標において比較している類似団体は、供用開始後年数が同一区分(15年以上)の団体です。

⁴ 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

⁵ 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

① 経営の健全性・効率性

(ア) 経常収支比率

指標の意味	<p>使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。</p> <p>単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合は、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。</p>		
算定式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$		
日高町 (令和5年度)	下水道事業全体		104.67%
	農集	漁集	特定
	106.26%	109.71%	92.73%
類似団体	106.35%	105.98%	96.95%
全国平均	104.44%	102.33%	96.62%
現状分析・課題	<p>農集及び漁集は100%を上回って黒字となりましたが、特定は赤字となっています。下水道事業全体でみると100%を超えていますが、「(オ)経費回収率」が約60%と低いことから、料金収入以外の収入によって費用が賄われています。今後、使用料収入の減少や物価上昇による経費の増大が予想されますので、経営改善に向けた取組が必要です。</p>		

(イ) 累積欠損金比率

指標の意味	<p>営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。</p> <p>累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。</p>		
算定式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$		
日高町 (令和5年度)	下水道事業全体		11.74%
	農集	漁集	特定
	30.47%	0.00%	20.10%
類似団体	129.89%	181.51%	91.33%
全国平均	124.06%	114.08%	111.69%
現状分析・課題	<p>漁集は令和5年度決算が黒字であったため0%となりましたが、農集及び特定は赤字となったことから、下水道事業全体において当年度未処理欠損金が発生しました。0%となるよう経営改善に向けた取組が必要です。</p>		

(ウ) 流動比率

指標の意味	<p>短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。 1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。</p>		
算定式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$		
日高町 (令和5年度)	下水道事業全体		107.36%
	農集	漁集	特定
	98.96%	140.39%	97.02%
類似団体	44.04%	69.82%	126.97%
全国平均	42.02%	68.63%	111.29%
現状分析・課題	<p>下水道事業全体では100%を上回っているものの、資金不足を基準外繰入金で補っている状況のため、十分な資金的余裕はない状況です。一般会計に頼らず支払資金を確保できるよう経営改善を行う必要があります。</p>		

(エ) 企業債残高対事業規模比率

指標の意味	<p>使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。 明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。</p>		
算定式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$		
日高町 (令和5年度)	下水道事業全体		0.00%
	農集	漁集	特定
	0.00%	0.00%	0.00%
類似団体	839.21%	1,149.70%	338.47%
全国平均	785.10%	1,069.89%	349.83%
現状分析・課題	<p>企業債償還額については、財政部局との協議により、一般会計が負担することとなっており、当該指標は0%となりました。今後、老朽化した設備の更新が必要となるため、一般会計への負担が過剰にならないよう、計画的に更新投資を行っていく必要があります。</p>		

(才) 経費回収率

指標の意味	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。</p> <p>経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。</p>		
算定式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$		
日高町 (令和5年度)	下水道事業全体		60.63%
	農集	漁集	特定
	69.69%	41.81%	63.91%
類似団体	52.05%	35.96%	56.06%
全国平均	56.93%	39.89%	53.65%
現状分析・課題	<p>全事業100%を下回っており、使用料で賄うべき汚水処理費が使用料で賄えていない状況です。安定的な経営を維持するためには100%以上の水準を確保する必要があり、適正な使用料収入の確保に努める必要があります。</p>		

(力) 汚水処理原価

指標の意味	<p>有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要となります。</p>		
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$		
日高町 (令和5年度)	下水道事業全体		298.19円
	農集	漁集	特定
	281.09円	468.62円	233.30円
類似団体	301.86円	481.96円	304.36円
全国平均	271.15円	426.52円	307.86円
現状分析・課題	<p>汚水処理に係る減価償却費の負担が大きく、汚水資本費が多額となっており、汚水処理原価も高い水準となっています。漁集は特に、処理区域内人口密度が低いことため汚水処理原価は高くなる傾向にあります。過去の投資の影響によるものは削減困難ですが、汚水処理費を縮減する取組を継続していくとともに、人口に見合った処理の方法を検討していく必要があります。</p>		

(キ) 施設利用率

指標の意味	<p>施設・設備が1日に対応可能な処理能力に対する、1日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。</p>		
算定式	$\frac{\text{晴天時1日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$		
日高町 (令和5年度)	下水道事業全体		48.78%
	農集	漁集	特定
	55.34%	36.82%	
類似団体	46.25%	26.12%	
全国平均	49.87%	28.16%	
現状分析・課題	<p>下水道事業全体では5割に満たない水準であり、施設・設備の能力が十分に活用されていない状況にあります。人口減少に伴い処理水量も減少していく見通しであるため、施設の更新を行う際には、将来の人口減少を見越した施設規模やスペック、処理方法を検討する必要があります。</p>		

(ク) 水洗化率

指標の意味	<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。</p> <p>公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいといえます。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があり使用料収入の確保の点からも、水洗化率向上の取組が必要です。</p>		
算定式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$		
日高町 (令和5年度)	下水道事業全体		72.67%
	農集	漁集	特定
	65.60%	93.81%	87.04%
類似団体	83.96%	78.55%	90.57%
全国平均	87.54%	80.73%	85.31%
現状分析・課題	<p>下水道事業全体では7割程度です。水洗化率向上のためにも、未接続世帯には啓発活動等を行っていく必要があります。</p>		

② 老朽化の状況

(ア) 有形固定資産減価償却率

指標の意味	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。 明確な数値基準はありませんが、一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。		
算定式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$		
日高町 (令和5年度)	下水道事業全体		4.96%
	農集	漁集	特定
	4.49%	5.11%	7.81%
類似団体	25.46%	28.31%	26.92%
全国平均	28.42%	30.98%	25.25%
現状分析・課題	法適用時には、それまでの減価償却累計額を控除した金額を帳簿原価としているため、この指標は老朽化の実態を適切に表していません。供用開始から約20年前後が経過しているため、機械設備等の老朽化が進んでいる状態であると考えられます。		

(イ) 管渠老朽化率

指標の意味	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。 明確な数値基準はありませんが、一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。		
算定式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$		
日高町 (令和5年度)	下水道事業全体		0.00%
	農集	漁集	特定
	0.00%	0.00%	
類似団体	0.00%	0.19%	
全国平均	0.00%	0.08%	
現状分析・課題	法定耐用年数を経過した管渠はないため、当指標は0%となりました。直ちに布設替えしなければならない状況ではありませんが、更新時期が集中しないよう、重要性や健全度に応じて計画的に更新等を行っていく必要があります。		

(ウ) 管渠改善率

指標の意味	<p>当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。</p>		
算定式	$\frac{\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$		
日高町 (令和5年度)	下水道事業全体		0.00%
	農集	漁集	特定
	0.00%	0.00%	
類似団体	0.00%	0.03%	
全国平均	0.00%	0.02%	
現状分析・課題	<p>供用開始から年数が経過していないため、老朽管はなく、管渠改善率は0%となっています。更新時期が集中しないよう、重要性や健全度に応じて計画的更新を行っていく必要があります。</p>		

③ 経営指標分析の全体総括

経営状況については、経常収支比率は現状では100%を超えているものの、経費回収率は約60%であり、100%を大きく下回っています。一般会計からの繰入金によって収支均衡を保っており、基準外繰入の割合も大きく、公営企業として独立採算経営を行っていくのは難しい状況です。今後は、人口減少による使用料収入の減少や、物価上昇による汚水処理費の増大が懸念されるため、適正な使用料水準の設定や経費節減などによる経営改善策の検討が必要となります。

また、管渠や施設設備の老朽化も進んでいくため、計画的に適切な修繕及び更新を行い、更新検討時には施設規模やスペックの見直しも実施するなど、汚水処理にかかる費用を縮減していくことが求められます。

3. 将来の事業環境

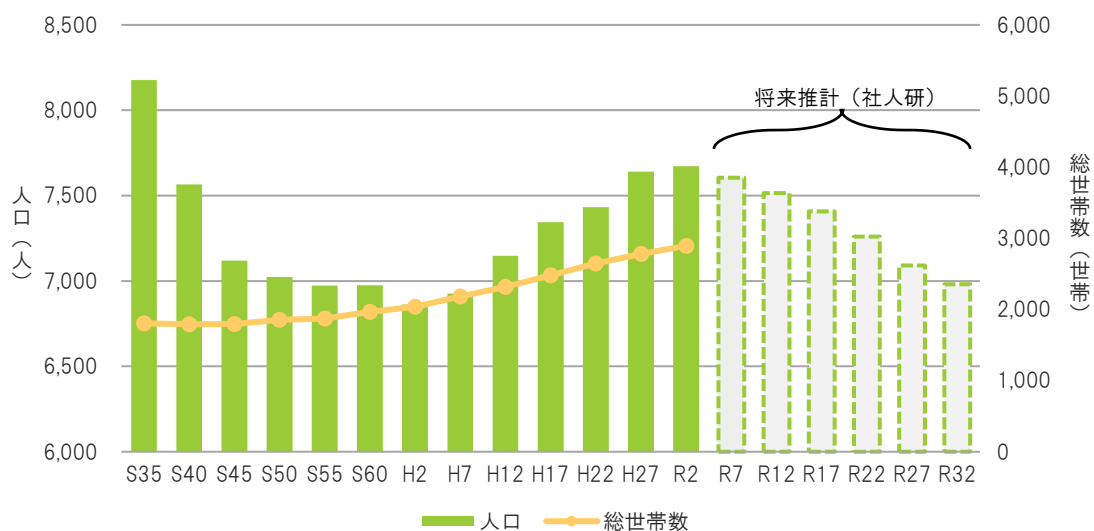
(1) これまでの人口推移と将来予測

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）のデータによると、日本の総人口は平成22年の1億2,806万人をピークに減少し続けており、2045年の1億880万人を経て、2056年には1億人を割って9,965万人となり、2070年には8,700万人になるものと推計されています（社人研 令和5年推計）。

本町においては、国勢調査によりますと、平成2年度（6,862人）までは減少傾向にあったものの、子育て支援の充実や住環境の整備などを推進した結果、増加傾向に転じ、令和2年度は7,673人となりました。今後は全国の傾向と同様に人口減少が予測されており、令和32年度には6,881人となる予測です。

本町の使用料は、人数割料金を採用しています。そのため、人口減少は使用料収入の減少と密接に関連しており、今後の事業運営に影響を及ぼすことが懸念されます。

図3 人口・世帯数推移

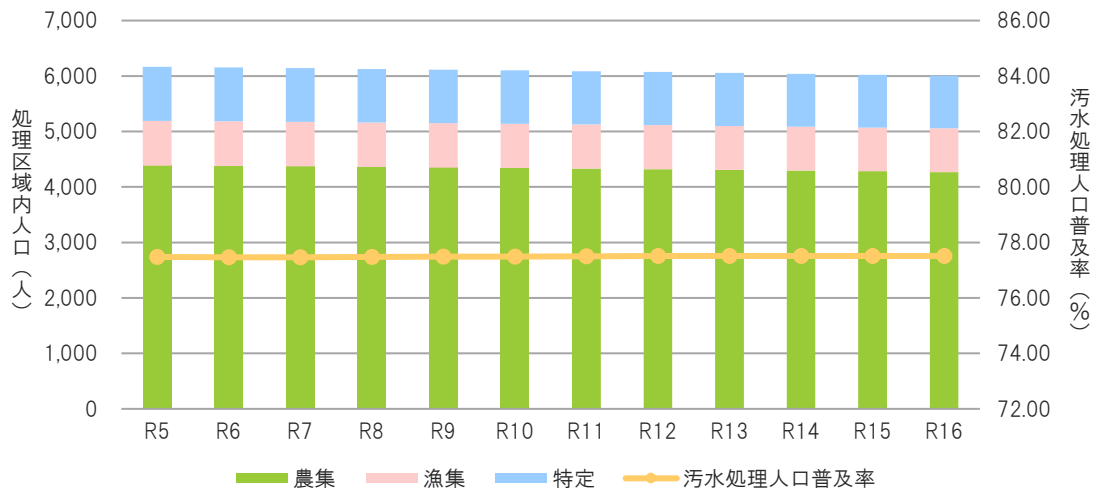


(2) 処理区域内人口の予測

令和5年度実績値に社人研による推計人口の変動率を乗じて予測しました。今後、計画区域を広げる予定はないため、汚水処理人口普及率は一定と仮定しました。

処理区域内人口は、町内人口の減少に伴い、わずかに減少していく見通しです。

図4 処理区域内人口の推移

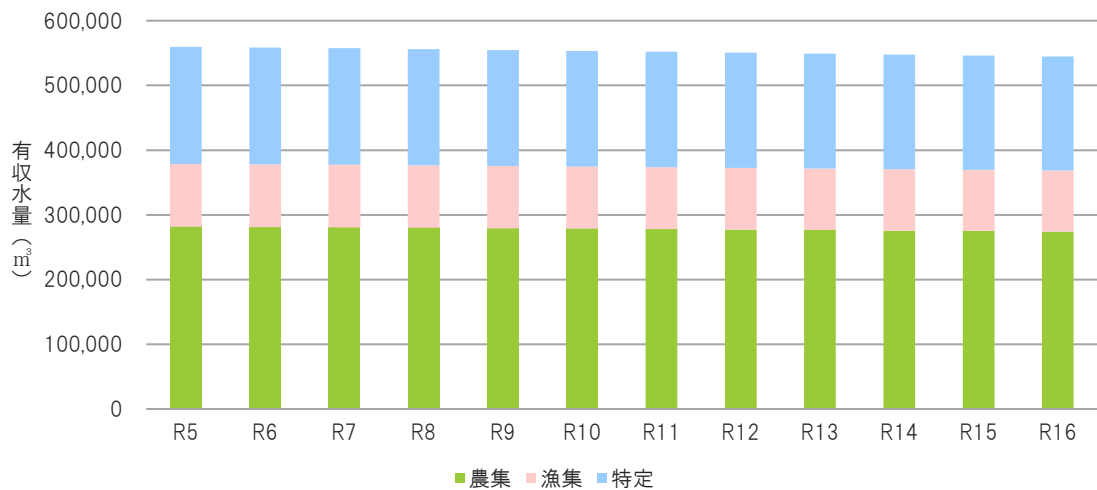


(3) 有収水量の予測

使用料は人数割料金を採用しているため、有収水量とのデータの紐づけがなく、正確な有収水量の捕捉ができていません。そのため、汚水処理量を有収水量として捉えています。汚水処理量は人口増減に関連するため、町人口に比例するものとして算定しました。

有収水量も町内人口の減少に伴い、わずかに減少していく見通しです。

図5 有収水量の推移

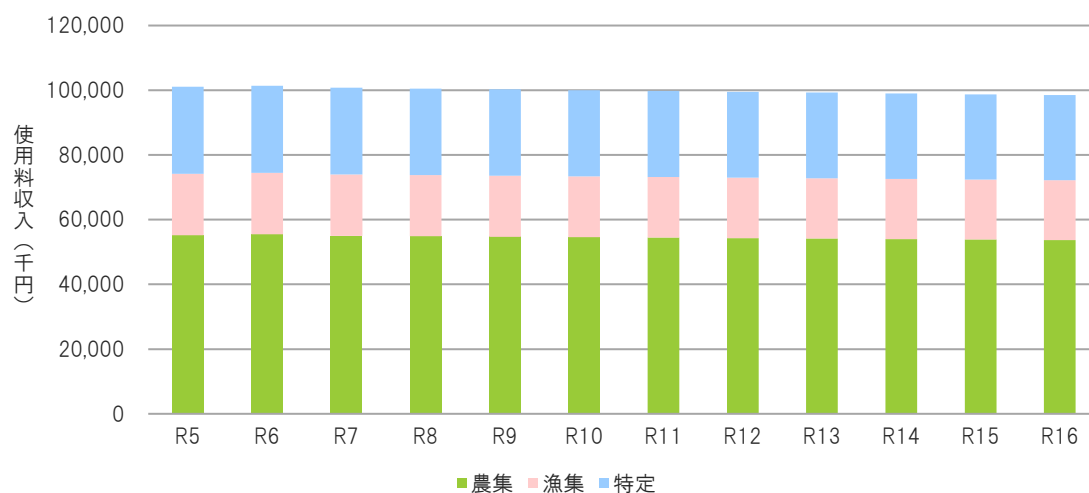


(4) 使用料収入の見通し

集落排水処理施設の一般家庭の使用料体系は、世帯数や世帯あたりの人数により算定しますが、世帯数や世帯あたり人数の変動についても、人口減少の影響を受けるものと捉え、「(3) 有収水量の予測」で予測した年間有収水量に使用料単価（令和5年度実績で一定）を乗じて使用料収入を算定しました。なお、当該見通しでは使用料改定を見込んでいません。

町内人口の減少に伴い、使用料収入もわずかに減少していく見通しです。

図6 使用料収入の推移



(5) 施設の見通し

平成21年度に下水道事業における計画区域内の整備事業が完了しています。処理施設の機能保全事業について、農業集落排水処理施設は令和元年度から令和2年度にかけて実施しました。漁業集落排水処理施設は、令和2年度から令和9年度まで実施する予定です。

また、管渠については、供用開始からそれほど年数が経過していないため、老朽化は進んでいません。

浄化槽については、適正な維持管理を行っていきます。

具体的な投資計画については「5. 投資・財政計画（収支計画）（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明 ①収支計画のうち投資についての説明」のとおりです。

(6) 組織の見通し

今後、計画期間において、職員の増員又は減員は計画していません。限られた人員で事業実施していくために、適正な職員配置や事業運営の効率化を図るよう努めます。また、職員の技術継承も課題となっています。これまで培ってきた技術やノウハウを次世代に引き継げるよう、技術継承の仕組みづくりに取り組みます。

4. 経営の基本方針

基本方針

安全・安心・快適に暮らせる日高

町民がずっと住み続けたいくなる、町外の人に移り住みたいくなる美しく快適な生活環境づくりを進めるため、公共用水域の水質保全と居住環境のさらなる向上を目指し、施設の適正管理や整備充実を図ります。

具体的な取組・目標

- 環境への配慮に努めます。

汚水処理施設の役割は、生活環境の改善（ハエや蚊などの発生や悪臭の防止、伝染病の防止など）や河川・湖沼・海域の水質保全にあります。これらの役割を果たすため、将来に亘って安定的な事業運営をめざします。

- 適正な維持管理に努めます。

集落排水事業においては、整備された集落排水処理施設の適正な維持管理に努め、また、機能保全対策（更新工事）を実施することにより長寿命化を図ります。

浄化槽についても、適正な維持管理を行っていきます。

- 経営の効率化に努めます。

現状では、下水道事業において、下水道使用料収入だけでは事業の維持管理にかかる支出を賄えず、一般会計からの繰入金に依存する経営が続いています。今後も、安定的に事業を継続していくために、適正な財源確保・経営の効率化を図る必要があります。

これらを踏まえ、経営戦略においては、下記の取組及び目標を設定します。

取組・目標		実施時期（計画期間）									
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営の 効率化	① 集落排水汚泥の堆肥化 による費用削減	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	② 施設の包括的民間委託	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	③ 広域化・共同化による 経費削減	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
適正な 維持管理	④ 適正な維持管理・改築 更新等の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
適正な 財源確保	⑤ 水洗化率の向上	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	⑥ 使用料体系改定の検討	⇒	⇒					⇒	⇒		
		見直し検討						見直し検討			
			⇒					⇒			
			必要であれば 改定					必要であれば 改定			

5. 投資・財政計画（収支計画）

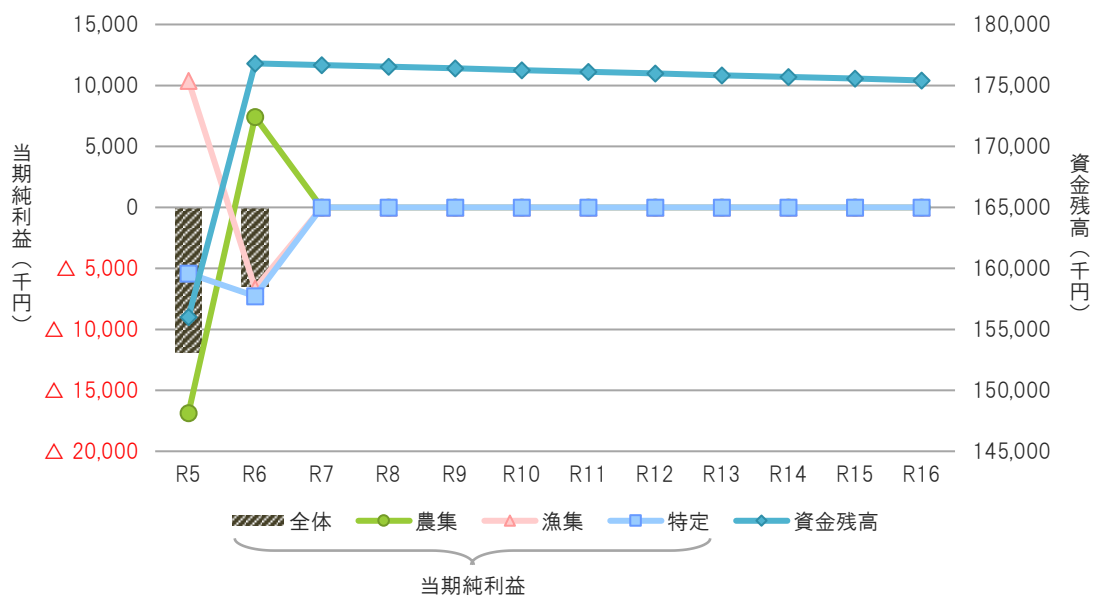
（1）投資・財政計画（収支計画）

「投資・財政計画（収支計画）」は、巻末資料に示しています。

収支計画の策定にあたっては、今後の人口減少を踏まえて積算した使用料収入と過年度実績や将来の物価上昇等を見越して積算した経費、予定している将来の事業計画をもとに50年間の試算を行っています。

現状の収支計画では、計画期間内において下水道事業全体では収支均衡となる見込みとなっています。なお、投資財源を踏まえた上で、資金残高を一定程度確保する見込みであるため、資金不足には陥りません。

図7 当期純利益の予測

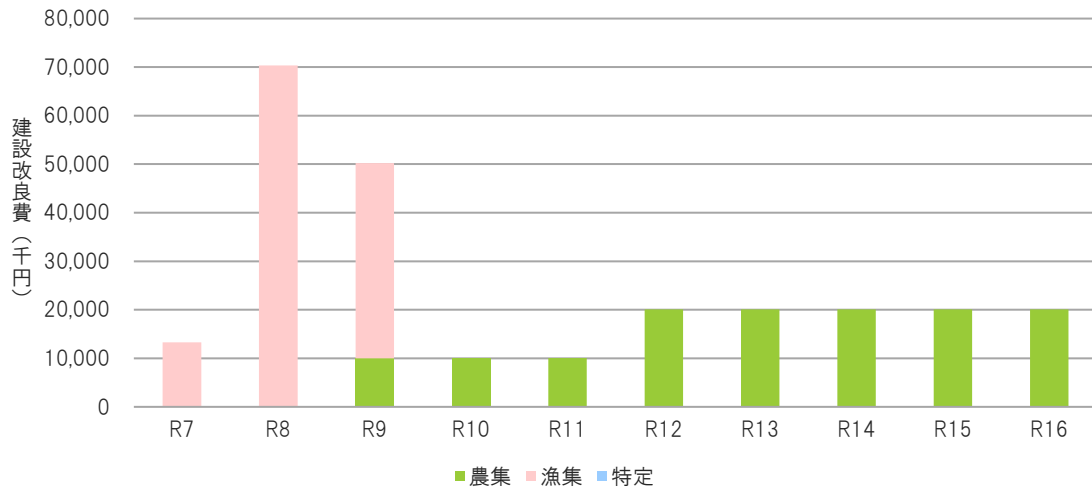


（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

計画期間中の財政計画では、小浦地区の機能保全事業（漁業集落排水事業）及び谷口小池処理区・内原東処理区の整備事業（農業集落排水事業）を予定しています。

図8 建設改良費の内訳



(単位：千円・税込)

	R7	R8	R9	R10	R11
建設改良費	13,266	70,350	50,200	10,000	10,040

	R12	R13	R14	R15	R16	合計
建設改良費	20,080	20,080	20,080	20,080	20,080	254,256

表7 主な事業内容の実施予定時期

主な事業内容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小浦地区機能保全事業										
谷口小池処理区・内原東処理区 地域整備事業										

② 収支計画のうち財源についての説明

(ア) 料金収入（使用料収入）

使用料の見通しについては、「3. 将来の事業環境（4）使用料収入の見通し」に記載のとおりです。

(イ) 建設改良費の財源

「① 収支計画のうち投資についての説明」の投資財源に関して、国庫補助金及び企業債を見込んでいます。

(単位：千円)

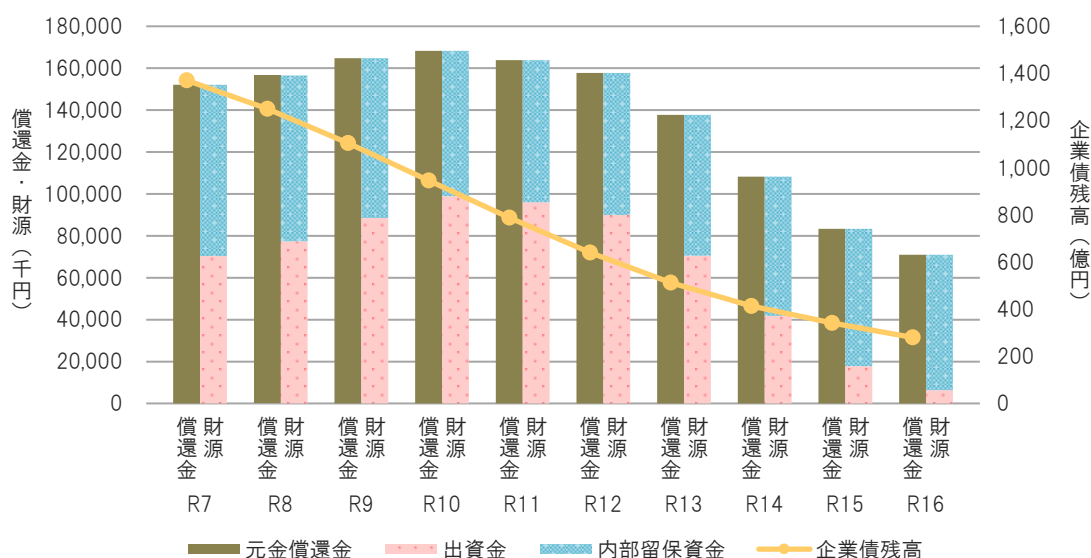
	R7	R8	R9	R10	R11
国庫補助金	6,600	35,000	28,000	0	5,000
企業債	6,600	35,000	20,000	10,000	5,000
内部留保資金	66	350	2,200	0	40
合計	13,266	70,350	50,200	10,000	10,040

	R12	R13	R14	R15	R16	合計
国庫補助金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	124,600
企業債	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	126,600
内部留保資金	80	80	80	80	80	3,056
合計	20,080	20,080	20,080	20,080	20,080	254,256

(ウ) 企業債償還金の財源

企業債は、一般会計からの出資金（基準外繰入）及び内部留保資金により償還します。

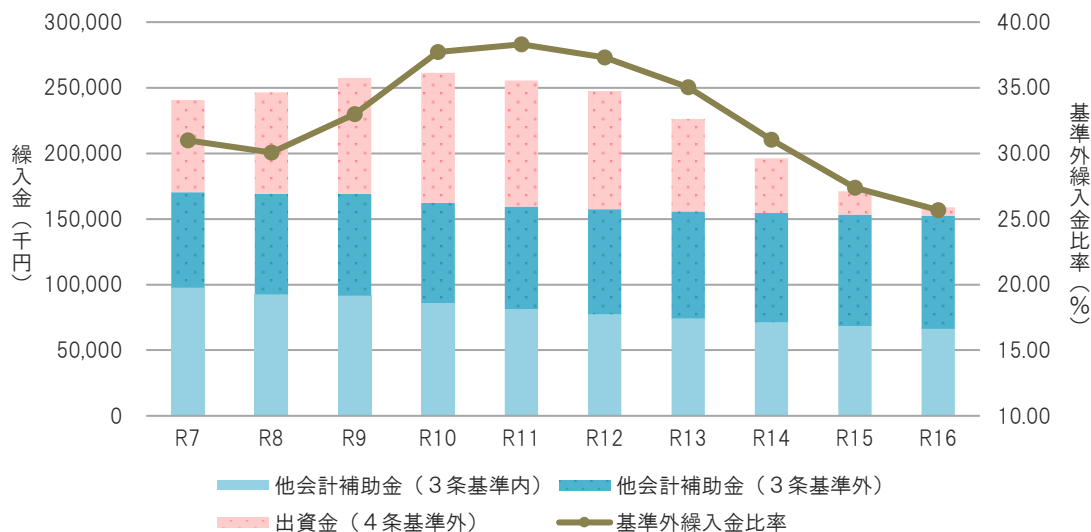
図8 企業債の推移



(工) 他会計繰入金

総務省の「繰出し基準」に基づき、繰入額を計上しています（基準内繰入）。ただし、資金収支ベースで不足額が生じた場合、資金収支均衡となるように繰入金を追加計上することとしています（基準外繰入）。

図9 繰入金の推移



(単位：千円)

	R7	R8	R9	R10	R11
他会計補助金 (3条基準内)	97,694	92,578	91,637	86,039	81,141
他会計補助金 (3条基準外)	72,676	76,680	77,482	76,387	78,308
出資金 (4条基準外)	70,339	77,337	88,454	98,891	96,061
合計	240,709	246,595	257,573	261,317	255,510
基準外繰入金比率 ⁶	30.99%	30.07%	33.00%	37.72%	38.31%

	R12	R13	R14	R15	R16	合計
他会計補助金 (3条基準内)	77,262	74,091	71,194	68,497	66,313	806,446
他会計補助金 (3条基準外)	80,237	81,744	83,262	84,795	86,344	797,915
出資金 (4条基準外)	89,877	70,442	41,741	17,837	6,342	657,321
合計	247,376	226,277	196,197	171,129	158,999	2,261,682
基準外繰入金比率	37.31%	35.03%	31.04%	27.38%	25.68%	

⁶ 基準外繰入金比率は、基準外繰入金額を総収入で除して算出した比率。総収入における基準外繰入金依存度を分析しようとする指標。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 維持管理費－職員給与費

職員数の変動は見込まず、令和6年度の見込額にベースアップを加味して計上しています。

(イ) 維持管理費－動力費

過年度の実績値又は令和7年度の予算額から汚水処理量1m³あたりの動力費を算出し、これに将来の水洗化人口予測から推計した汚水処理量を乗じて算定しています。1m³あたりの動力費には、物価上昇を加味しました。

(ウ) 維持管理費－その他の経費

過年度の実績値に物価上昇を加味して計上しています。ただし、過年度の実績値に比べ、令和6年度の見込額又は令和7年度予算額が大きく上昇しているものについては、それぞれ令和6年度の見込額又は令和7年度予算額に物価上昇率を加味しています。

(エ) 減価償却費

令和5年度までに取得した固定資産については、固定資産台帳システムから出力した予測値を計上しています。

令和6年度以降取得分については、取得価額と法定耐用年数に基づき計算した所要の減価償却費を計上しています。

(オ) 支払利息

令和5年度までに発行した企業債にかかる利息については、約定利率及び返済スケジュールに基づき計上しています。

令和6年度以降発行分の企業債は、法適用債と下水道事業債を起債予定です。法適用債については償還年数10年（据置1年）利率0.65%、下水道事業債については償還年数15年（据置3年）利率0.80%、元利均等で元金償還額及び利息額を算定しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

(ア) 広域化・共同化・最適化に関する事項

汚水処理の処理方式は、集落排水事業などの集合処理方式と、特定地域生活排水処理事業の個別処理方式があります。個別処理は特性上、広域化は難しく、また最適化についても町内の下水道整備事業は完了しているため、検討予定はありません。そのため、維持管理や事務の共同化により、維持管理費用の縮減等を検討していきます。

(イ) 投資の平準化に関する事項

いずれの事業も、供用開始から約20年前後が経過したところであり、管渠については現時点で老朽化には至っていません。そのため、本計画期間中においては、大規模な更新工事等は発生しない見込みですが、今後、電気機械設備を中心に老朽化施設が急増することが予想されます。現在、機能保全計画は50年間策定した中で20年が経過し、1回目の機能保全事業を迎えています（農集は令和2年度に完了、漁集は令和9年度完了予定）。引き続き、機能診断・機能保全計画に基づき、計画的かつ適切な改築更新等を実施することにより、投資の平準化に努めます。

(ウ) 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

民間活力の活用については、「2. 事業概要（3）民間活力の活用等」で述べたとおり、集落排水事業の施設運転管理を民間委託しています。今後は、さらなる経営の効率化を目指し、他の自治体の動向等も踏まえて、民間活力の導入検討を継続的に行っていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

(ア) 使用料の見直しに関する事項

計画期間において、使用料の改定は見込んでいませんが、現状は一般会計からの繰入によって資金不足分を補っており、基準外繰入が多い状況です。しかし、公営企業の事業運営は、下水道使用料収入をもって経営を行う独立採算が基本原則となります。町の財政負担に過度に頼ることなく、健全で安定的な事業運営をしていくためにも、使用料体系の改定を検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

(ア) 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）

「①今後の投資についての考え方・検討状況（ウ）民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）」で述べたとおりです。

(イ) 職員給与費に関する事項

事業規模や業務内容に見合った組織形態や職員数となるよう、随時適正化を図っていきます。また、慣例にとらわれず業務内容や手法を見直し、効率化に努めます。

(ウ) 動力費に関する事項

処理場やポンプ場の施設の更新の際は、ダウンサイジングし省エネ化を図ることで動力費の削減に努めます。

(エ) 修繕費に関する事項

機能診断等により、計画的な改修・更新を行うことで、費用の平準化や削減に努めます。

(オ) 委託費に関する事項

委託範囲や具体的な手法などの見直しを行い、更なる効率化に努めます。

(カ) その他の取組

昨今、国土交通省を中心に下水道におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）が推進されています。本町においても、今後導入効果が高いと判断したシステムや設備等は導入検討します。

6. 経営改善に向けた取組

投資・財政計画について、計画期間中、下水道事業全体は収支均衡となる見込みです。しかし、経費回収率は今後100%を下回り、使用料で賄うべき経費を賄えない状況が続く予測となっています。

そのため、経営の健全化を図る取組として、費用削減と収入増加のための取組の両面で経営努力を行うことが必要となります。

(1) 費用削減のための取組

① 集落排水汚泥の堆肥化による費用削減

集落排水汚泥を堆肥化することにより、御坊クリーンセンターへの搬入量を抑制し、搬入コスト・処理コストを削減します。

② 施設の包括的民間委託

施設の運転管理や、浄化槽の維持管理について、民間業者と複数年の委託契約を結び、効率的・効果的に経費の削減に努めています。今後も、引き続き複数年契約によって維持管理費の低減に努めます。

③ 広域化・共同化による経費削減

国や県が進める広域化・共同化への方針や動向を注視し、効率的な運営に資する取組を検討します。

④ 適正な維持管理・改築更新等の実施

引き続き予防保全型の維持管理に努め、機能診断・機能保全計画に基づき、計画的な設備の維持管理・改築更新を行います。

(2) 収入増加のための取組

① 水洗化率の向上

令和5年度において、下水道事業全体の水洗化率は7割程度です。水洗化率向上のためにも、未接続世帯には啓発活動等を行っていく必要があります。しかし、高齢化や後継者問題から接続工事費用の負担等の理由により、接続が進まない現状があります。公衆衛生の確保や快適で安全・安心な生活の実現のためにも下水道機能を発揮させることが必要であることから、接続促進に努めます。

② 使用料体系改定の検討

下水道使用料については、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とされています(地方公営企業法第21条)。また、経営に要する経費は、使用料をもって充てる「独立採算制」が原則とされています(地方公営企業法第17条の2)。

本町の下水道事業は、一般会計からの繰入金に依存する経営が続いており、使用料で賄うべき経費が賄えていない状況です。下水道経営の健全化のためにも、経費縮減に努めた上で、適正な使用料収入を確保し、安定した財政運営を図ります。その取組として、使用料は3～5年に見直しの必要性等について検討すべきとされていることから、5年に一度見直し検討を実施します。

なお、料金水準が適切なものであるか、使用料体系改定の必要性・妥当性について、「原価計算表」(巻末資料)を用いて検証しました。その結果、下水道事業全体で使用料対象経費に対する使用料収入の割合が56%程度となる見込みとなったため、使用料の改定が必要な状況となっています。

7. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要です。

見直しにあたっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させるPDCAサイクルを確立していきます。

毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

5年毎の検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画及び財源の内容の検証及び見直し
- 経営指標による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定

図 10 PDCA サイクル



卷末資料

資料1-1	投資・財政計画（収支計画）（収益）（全体）
資料1-2	投資・財政計画（収支計画）（資本）（全体）
資料2-1	投資・財政計画（収支計画）（収益）（農集）
資料2-2	投資・財政計画（収支計画）（資本）（農集）
資料3-1	投資・財政計画（収支計画）（収益）（漁集）
資料3-2	投資・財政計画（収支計画）（資本）（漁集）
資料4-1	投資・財政計画（収支計画）（収益）（特定）
資料4-2	投資・財政計画（収支計画）（資本）（特定）
資料5-1	原価計算表（全体）
資料5-2	原価計算表（農集）
資料5-3	原価計算表（漁集）
資料5-4	原価計算表（特定）

投資・財政計画
(収支計画)

(法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

年 度		令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算 見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分													
資本的 収 入	1. 企業債	66,600	43,600	14,100	35,000	20,000	10,000	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	10,000	59,255	70,339	77,337	88,454	98,891	96,061	89,877	70,442	41,741	17,837	6,342
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国庫補助金	38,220	18,920	6,600	35,000	28,000	0	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	8. 都道府県補助金	7,129	5,118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工事負担金	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	121,949	126,894	91,039	147,337	136,454	108,891	106,061	109,877	90,442	61,741	37,837	26,342	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度同意債等で今年度収入分 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B)+(C) (D)	121,949	126,894	91,039	147,337	136,454	108,891	106,061	109,877	90,442	61,741	37,837	26,342	
資本的 支 出	1. 建設改良費	102,176	59,813	13,266	70,350	50,200	10,000	10,040	20,080	20,080	20,080	20,080	20,080
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	139,680	143,940	152,057	156,503	164,829	168,329	163,798	157,736	137,687	108,289	83,366	71,004
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (E)	241,856	203,753	165,323	226,853	215,029	178,329	173,838	177,816	157,767	128,369	103,446	91,084	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (F)	119,907	76,859	74,284	79,516	78,575	69,438	67,777	67,939	67,325	66,628	65,609	64,742	
補填 財 源	1. 損益勘定留保資金	3,658	18,730	73,078	73,121	74,011	68,529	66,864	66,114	65,500	64,803	63,784	62,917
	2. 利益剰余金処分別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	116,249	58,129	1,206	6,395	4,564	909	913	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825
計 (G)	119,907	76,859	74,284	79,516	78,575	69,438	67,777	67,939	67,325	66,628	65,609	64,742	
補填財源不足額 (F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (I)	1,609,387	1,509,047	1,371,090	1,249,587	1,104,758	946,429	787,631	639,895	512,208	413,919	340,553	279,549	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算 見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分													
収益的 収 支	収益的収支分	192,044	196,236	170,370	169,258	169,119	162,426	159,449	157,499	155,835	154,456	153,292	152,657
	うち基準内繰入金	113,275	119,516	97,694	92,578	91,637	86,039	81,141	77,262	74,091	71,194	68,497	66,313
	うち基準外繰入金	78,769	76,720	72,676	76,680	77,482	76,387	78,308	80,237	81,744	83,262	84,795	86,344
資本的 収 支	資本的収支分	10,000	59,255	70,339	77,337	88,454	98,891	96,061	89,877	70,442	41,741	17,837	6,342
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	10,000	59,255	70,339	77,337	88,454	98,891	96,061	89,877	70,442	41,741	17,837	6,342
合 計	202,044	255,491	240,709	246,595	257,573	261,317	255,510	247,376	226,277	196,197	171,129	158,999	

投資・財政計画
(収支計画)

(法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

区 分		年 度											
		令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算 見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的 収 入	1. 企業債	15,200	27,700	7,500	0	0	10,000	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	4,800	38,096	50,869	63,520	67,613	73,575	76,419	72,709	61,197	38,327	13,848	1,782
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国庫補助金	0	0	0	0	8,000	0	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	8. 都道府県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工事負担金	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	20,000	65,797	58,369	63,520	75,613	83,575	86,419	92,709	81,197	58,327	33,848	21,782	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度同意債等で今年度収入分 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B)+(C) (D)	20,000	65,797	58,369	63,520	75,613	83,575	86,419	92,709	81,197	58,327	33,848	21,782	
資本的 支 出	1. 建設改良費	11,000	21,840	0	0	10,000	10,000	10,040	20,080	20,080	20,080	20,080	20,080
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	100,852	104,392	106,690	109,372	112,688	115,786	116,719	113,172	101,605	79,190	55,206	43,635
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (E)	111,852	126,232	106,690	109,372	122,688	125,786	126,759	133,252	121,685	99,270	75,286	63,715	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(D) (F)	91,852	60,435	48,321	45,852	47,075	42,211	40,340	40,543	40,488	40,943	41,438	41,933	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	0	9,694	48,321	45,852	46,166	41,302	39,427	38,718	38,663	39,118	39,613	40,108
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	91,852	50,741	0	0	909	909	913	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825
計 (G)	91,852	60,435	48,321	45,852	47,075	42,211	40,340	40,543	40,488	40,943	41,438	41,933	
補填財源不足額 (F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (I)	1,116,018	1,039,326	940,136	830,764	718,076	612,290	500,571	397,399	305,794	236,604	191,398	157,763	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度											
		令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算 見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的 収 支	計	110,883	126,210	98,565	95,221	94,535	88,636	85,778	83,862	82,658	82,161	82,137	82,472
	うち基準内繰入金	77,603	83,320	66,098	62,015	59,854	53,927	49,850	46,710	44,714	43,417	42,585	42,105
	うち基準外繰入金	33,280	42,890	32,467	33,206	34,681	34,709	35,928	37,152	37,944	38,744	39,552	40,367
資本的 収 支	計	4,800	38,096	50,869	63,520	67,613	73,575	76,419	72,709	61,197	38,327	13,848	1,782
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	4,800	38,096	50,869	63,520	67,613	73,575	76,419	72,709	61,197	38,327	13,848	1,782
合 計	115,683	164,306	149,434	158,741	162,148	162,211	162,197	156,571	143,855	120,488	95,985	84,254	

投資・財政計画
(収支計画)

(法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		(決算)	(決算)										
資本的 収 入	1. 企業債	51,400	15,900	6,600	35,000	20,000	0	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	3,800	14,190	19,470	13,817	20,841	25,316	19,642	16,984	8,337	1,228	906	1,023
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国庫補助金	38,220	18,920	6,600	35,000	20,000	0	0	0	0	0	0	0
	8. 都道府県補助金	7,129	5,118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	100,549	54,128	32,670	83,817	60,841	25,316	19,642	16,984	8,337	1,228	906	1,023	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度同意債等で今年度収入分 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B)+(C) (D)	100,549	54,128	32,670	83,817	60,841	25,316	19,642	16,984	8,337	1,228	906	1,023	
資本的 支 出	1. 建設改良費	91,176	37,973	13,266	70,350	40,200	0	0	0	0	0	0	0
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	29,469	29,999	35,624	37,190	41,998	42,194	36,519	33,789	25,087	17,880	17,457	17,576
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (E)	120,645	67,972	48,890	107,540	82,198	42,194	36,519	33,789	25,087	17,880	17,457	17,576	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (F)	20,096	13,844	16,220	23,723	21,357	16,878	16,877	16,805	16,750	16,652	16,551	16,553	
補填 財 源	1. 損益勘定留保資金	3,658	10,392	14,826	17,324	17,684	16,868	16,877	16,805	16,750	16,652	16,551	16,553
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	16,438	3,452	1,394	6,399	3,673	10	0	0	0	0	0	0
計 (G)	20,096	13,844	16,220	23,723	21,357	16,878	16,877	16,805	16,750	16,652	16,551	16,553	
補填財源不足額 (F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (I)	355,695	341,596	312,572	310,382	288,384	246,190	209,671	175,882	150,795	132,915	115,458	97,882	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的 収 支	計	57,811	46,965	42,183	44,289	44,709	43,792	43,550	43,395	43,319	43,374	43,529	43,796
	うち基準内繰入金	22,119	22,830	18,426	17,591	19,013	19,549	18,938	18,414	17,963	17,641	17,416	17,297
	うち基準外繰入金	35,692	24,135	23,757	26,698	25,696	24,243	24,612	24,981	25,356	25,733	26,113	26,499
資本的 収 支	計	3,800	14,190	19,470	13,817	20,841	25,316	19,642	16,984	8,337	1,228	906	1,023
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	3,800	14,190	19,470	13,817	20,841	25,316	19,642	16,984	8,337	1,228	906	1,023
合 計	61,611	61,155	61,653	58,106	65,550	69,108	63,192	60,379	60,379	51,656	44,602	44,435	44,819

投資・財政計画
(収支計画)

(法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		(決 算)	(決 算 込)										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	1,400	6,969	0	0	0	0	0	184	908	2,186	3,083	3,537
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	1,400	6,969	0	0	0	0	0	0	184	908	2,186	3,083	3,537
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度同意債等で今年度収入分 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純計 (A)-(B)+(C) (D)	1,400	6,969	0	0	0	0	0	0	184	908	2,186	3,083	3,537
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	9,359	9,549	9,743	9,941	10,143	10,349	10,560	10,775	10,995	11,219	10,703	9,793
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (E)	9,359	9,549	9,743	9,941	10,143	10,349	10,560	10,775	10,995	11,219	10,703	9,793	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(D) (F)	7,959	2,580	9,743	9,941	10,143	10,349	10,560	10,591	10,087	9,033	7,620	6,256	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	8,387	9,941	10,143	10,349	10,560	10,591	10,087	9,033	7,620	6,256
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	7,959	2,580	1,356	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (G)	7,959	2,580	9,743	9,941	10,143	10,349	10,560	10,591	10,087	9,033	7,620	6,256	
補填財源不足額 (F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (I)	137,674	128,125	118,382	108,441	98,298	87,949	77,389	66,614	55,619	44,400	33,697	23,904	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		(決 算)	(決 算 込)										
収 益 の 収 支 分		23,350	23,061	29,622	29,748	29,875	29,998	30,121	30,242	29,858	28,921	27,626	26,389
	うち 基準内繰入金	13,553	13,366	13,170	12,972	12,770	12,563	12,353	12,138	11,414	10,136	8,496	6,911
	うち 基準外繰入金	9,797	9,695	16,452	16,776	17,105	17,435	17,768	18,104	18,444	18,785	19,130	19,478
資 本 的 収 支 分		1,400	6,969	0	0	0	0	0	184	908	2,186	3,083	3,537
	うち 基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準外繰入金	1,400	6,969	0	0	0	0	0	184	908	2,186	3,083	3,537
合 計		24,750	30,030	29,622	29,748	29,875	29,998	30,121	30,426	30,766	31,107	30,709	29,926

原価計算表

処理区域内人口
計算期間6166人
自7年4月 至12年3月
(5 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 101,118	千円 100,285	千円	千円 100,285
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	318,520	261,039		261,039
合 計	419,638	361,324	0	361,324

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
管 渠 費				
人 件 費	0	0	0	0
給 料	0	0	0	0
諸 手 当	0	0	0	0
福 利 費	0	0	0	0
動 力 費	3,564	4,616	0	4,616
修 繕 費	7,786	8,266	0	8,266
材 料 費	0	0	0	0
路 面 復 旧 費	0	0	0	0
委 託 料	8,400	8,561	0	8,561
そ の 他	1,577	2,064	0	2,064
小 計	21,327	23,507	0	23,507
処 理 場 費				
人 件 費	0	0	0	0
給 料	0	0	0	0
諸 手 当	0	0	0	0
福 利 費	0	0	0	0
動 力 費	13,702	14,728	0	14,728
修 繕 費	4,163	10,539	0	10,539
材 料 費	0	0	0	0
薬 品 費	0	0	0	0
委 託 料	44,791	47,845	0	47,845
そ の 他	639	984	0	984
小 計	63,295	74,096	0	74,096
浄 化 槽 費				
人 件 費	0	0	0	0
給 料	0	0	0	0
諸 手 当	0	0	0	0
福 利 費	0	0	0	0
動 力 費	0	0	0	0
修 繕 費	4,705	6,812	0	6,812
材 料 費	0	0	0	0
薬 品 費	0	0	0	0
委 託 料	34,938	35,120	0	35,120
そ の 他	0	0	0	0
小 計	39,643	41,932	0	41,932
業 務 費				
人 件 費	0	0	0	0
給 料	0	0	0	0
諸 手 当	0	0	0	0
福 利 費	0	0	0	0
委 託 料	200	0	0	0
そ の 他	404	506	0	506
小 計	604	506	0	506
そ の 他				
人 件 費	15,488	16,925	0	16,925
給 料	6,570	7,095	0	7,095
諸 手 当	5,476	5,437	0	5,437
福 利 費	0	0	0	0
修 繕 費	0	0	0	0
流 域 下 水 道 管 理 運 営 費 負 担 金	0	0	0	0
委 託 料	3,210	4,246	0	4,246
そ の 他	11,168	4,332	0	4,332
小 計	41,912	38,035	0	38,035
資 本 費				
支 払 利 息	29,437	20,191	20,191	0
減 価 償 却 費	204,694	163,057	163,057	0
企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0	0
小 計	234,131	183,248	183,248	0
合 計 (Y)	400,912	361,324	183,248	178,076

資 産 維 持 費 (Z)
使用料対象経費(Y) + (Z)

178,076

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 56.32

<使用料水準についての説明>

下水道事業全体でみると、使用料対象経費に対する使用料収入の割合は56%程度であり、汚水処理にかかる経費を使用料収入で賄えていない状態です。依然として厳しい経営状態が続く予想であり、独立採算による経営を行うためには、再度、使用料の見直しが必要な状況となっています。

- 1 最近1箇年間の実績…令和5年度実績
- 2 投資・財政計画計上額(A)…使用料算定期間(令和7年度から令和11年度までの5年間)の平均値
- 3 公費負担分(B)…一般会計からの基準内繰入金、長期前受金戻入

原価計算表

供用開始年月日
処理区域内人口
計算期間

平成17年2月25日
4386人
自7年4月 至12年3月
(5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 55,177	千円 54,717	千円	千円 54,717
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	178,122	139,090		139,090
合 計	233,299	193,807	0	193,807

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
管 渠 費	人件費			0
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費	2,120	2,803	2,803
	修 繕 費	4,277	4,541	4,541
	材 料 費			0
路 面 復 旧 費			0	
委 託 料	4,440	4,525	4,525	
そ の 他	610	1,079	1,079	
小 計	11,447	12,948	0	12,948
処 理 場 費	人件費			0
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費	8,223	8,310	8,310
	修 繕 費	3,059	9,367	9,367
	材 料 費			0
薬 品 費			0	
委 託 料	24,933	25,412	25,412	
そ の 他	319	657	657	
小 計	36,534	43,746	0	43,746
業 務 費	人件費			0
	給 料			0
	諸 手 当			0
福 利 費			0	
委 託 料	200	0	0	
そ の 他	381	388	388	
小 計	581	388	0	388
そ の 他	人件費	15,488	16,925	16,925
	給 料	6,570	7,095	7,095
	諸 手 当	5,476	5,437	5,437
	福 利 費	0	0	0
	修 繕 費			0
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委 託 料	1,270	1,622	1,622
そ の 他	1,804	2,237	2,237	
小 計	30,608	33,316	0	33,316
資 本 費	支 払 利 息	21,987	14,845	14,845
	減 価 償 却 費	118,388	88,564	88,564
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0
小 計	140,375	103,409	103,409	0
合 計 (Y)	219,545	193,807	103,409	90,398

資 産 維 持 費 (Z)
使用料対象経費 (Y) + (Z)

90,398

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =$$

60.53

<使用料水準についての説明>

農業集落排水事業は、使用料対象経費に対する使用料収入の割合が60%程度となる予想です。今後、物価上昇などの影響により汚水処理費が増加していくことが予測されますが、適切な管理による経費削減や水洗化率の向上に努めます。なお、資産維持費については現時点で適切な水準が算定できないため上表において見込んでいません。

- 1 最近1箇年間の実績…令和5年度実績
- 2 投資・財政計画計上額(A)…使用料算定期間(令和7年度から令和11年度までの5年間)の平均値
- 3 公費負担分(B)…一般会計からの基準内繰入金、長期前受金戻入

原価計算表

供用開始年月日
処理区域内人口
計算期間

平成12年6月8日
808人
自7年4月 至12年3月
(5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 19,009	千円 18,859	千円	千円 18,859
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	98,287	73,316		73,316
合 計	117,296	92,175	0	92,175

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
管渠費	人件費			
	給 諸 福			
	手 利			
	当 費			
	力 費	1,444	1,813	1,813
	繕 費	3,509	3,725	3,725
	材 費			
路面復旧費	委 託			
	の 他	3,960	4,036	4,036
	そ の 他	967	985	985
	計	9,880	10,559	0
処理場費	人件費			
	給 諸 福			
	手 利			
	当 費			
	力 費	5,479	6,418	6,418
	繕 費	1,104	1,172	1,172
	材 費			
業務費	委 託			
	の 他	19,858	22,433	22,433
	そ の 他	320	327	327
	計	26,761	30,350	0
その他	人件費			
	給 諸 福			
	手 利			
	当 費			
流域下水道管理運営費負担金	委 託			
	の 他	970	1,317	1,317
	そ の 他	7,845	1,624	1,624
	計	8,815	2,941	0
資本費	支 払 利 息	4,481	3,165	3,165
	減 価 償 却 費	56,962	45,148	45,148
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0
合 計 (Y)	61,443	48,313	48,313	0

資 産 維 持 費 (Z)
使用料対象経費(Y) + (Z)

43,862

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 43.00

＜使用料水準についての説明＞

漁業集落排水事業は、使用料対象経費に対する使用料収入の割合が43%程度となる予想です。今後、電気機械設備を中心とした老朽化施設の更新や修繕により、汚水処理費が増加していくことが予測され、経営状況はより厳しいものとなると考えられます。そのため、適切な管理による経費削減や水洗化率の向上に努めるとともに、使用料水準の見直しについても検討する必要があります。なお、資産維持費については現時点で適切な水準が算定できないため上表において見込んでいません。

- 1 最近1箇年間の実績…令和5年度実績
- 2 投資・財政計画計上額(A)…使用料算定期間(令和7年度から令和11年度までの5年間)の平均値
- 3 公費負担分(B)…一般会計からの基準内繰入金、長期前受金戻入

原価計算表

供用開始年月日
処理区域内人口
計算期間

平成 15 年 2 月 4 日
972人
自 7 年 4 月 至 12 年 3 月
(5 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 26,932	千円 26,709	千円	千円 26,709
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	42,111	48,633		48,633
合 計	69,043	75,342	0	75,342

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
人 件 費	千円	千円	千円	千円
給 料				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
動 力 費				0
修 繕 費	4,705	6,812		6,812
材 料 費				0
委 託 料	34,938	35,120		35,120
そ の 他	0	0		0
小 計	39,643	41,932	0	41,932
人 件 費				0
給 料				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
委 託 料				0
そ の 他	11	106		106
小 計	11	106	0	106
人 件 費				0
給 料				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
流 域 下 水 道 管 理 運 営 費 負 担 金				0
委 託 料	970	1,307		1,307
そ の 他	1,519	471		471
小 計	2,489	1,778	0	1,778
支 払 利 息	2,969	2,181	2,181	0
減 価 償 却 費	29,344	29,345	29,345	0
企 業 債 取 扱 諸 費	0	0		0
小 計	32,313	31,526	31,526	0
合 計 (Y)	74,456	75,342	31,526	43,816

資 産 維 持 費 (Z)
使用料対象経費(Y) + (Z)

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 60.96$$

<使用料水準についての説明>

特定地域生活排水処理事業は、使用料対象経費に対する使用料収入の割合が60%程度となる予想です。主な経費は維持管理にかかる修繕費、委託料及び減価償却費であり、削減することが難しい費用です。効率的な修繕の実施や委託方法の検討などを含め適切な管理を行っていくとともに、使用料水準の見直しについても検討する必要があります。
なお、資産維持費については現時点で適切な水準が算定できないため上表において見込んでいません。

- 1 最近1箇年間の実績…令和5年度実績
- 2 投資・財政計画計上額(A)…使用料算定期間(令和7年度から令和11年度までの5年間)の平均値
- 3 公費負担分(B)…一般会計からの基準内繰入金、長期前受金戻入

日高町下水道事業経営戦略

令和7年3月 改定

発行	日高町
	〒649-1213 和歌山県日高郡日高町大字高家 626 番地
	TEL 0738-63-2051 (代表)
	TEL 0738-63-3805 (直通)
	FAX 0738-63-3703 (直通)